

県民生活審議会 これまでの経緯と今後のスケジュールについて

1 これまでの審議状況と今回審議の位置づけ

第7期県民生活審議会は、平成18年7月24日に発足、同日の第1回全体会において、下記のとおり諮問を受けた。諮問事項に関しては、これまでの取組のうえに立って、総合政策部会を中心に、参画・協働推進部会、消費生活部会とも連携しながら、地域コミュニティの再生に向けた基本的な考え方と、新たな施策展開の方向を調査審議することとした。

諮問事項 地域コミュニティの再生について

21世紀の成熟社会を迎え県民生活をめぐる課題はますます多様化、複雑・高度化の様相を呈しています。過去には想像もできなかった家庭をめぐる事件・出来事も全国各地で発生しています。これらは、人々や家庭を見守り、支えてきた地域の絆が希薄化してきたことが要因のひとつと考えられます。

成熟化、少子・高齢化、市町合併の進展等、地域をとりまく状況が変化するなかで、次のような課題が見えてきています。

- 主な課題 -

- 1 地域コミュニティへの住民意識・関心の低下
(論点例) 住民一人ひとりや家庭と、生活の場である地域コミュニティとの望ましい関わり方や、参加意識を醸成し合意形成を支援する方策 等
- 2 地域コミュニティを支える人材の不足
(論点例) 地域における担い手不足が指摘される一方で、地域に埋もれた人材を発掘する方策、学びや実践を通じた新たな担い手養成の方策 等
- 3 地域コミュニティに期待される活動領域の拡大
(論点例) 複雑・多様化する諸課題に対して、地域が主体となって取り組んでいくことが望まれる活動領域、地域・市町・県がそれぞれ担うべき役割 等
- 4 多様な主体の連携不足
(論点例) 地域団体相互はもとより、多様な目的・テーマを持つグループ、団体・NPO、企業など多様な主体の参画と協働による重層的なつながりやネットワークを育んでいく方策 等
- 5 地域の組織運営基盤の脆弱化
(論点例) 課題解決力を強化しつつ、持続的・自立的に活動を展開していくための生活に身近な活動の場づくり・機能充実や、組織基盤の強化に向けた方策 等

そこで、今まさに期待される地域コミュニティのあり方と、その実現に向けた取組方向を明らかにするため、「地域コミュニティの再生」について諮問します。

平成18年7月24日

兵庫県知事 井戸敏三

< 総合政策部会 >

地域コミュニティの再生に向けた基本的な考え方と取組方策のまとめ

地域コミュニティ再生に向けた基本的な考え方と、取組の方策について、県民交流広場を通じたケーススタディや生活創造センター機能の検討のほか、参画・協働推進部会、消費生活部会での検討結果も併せ、答申案をとりまとめる。

県民交流広場事業の進捗把握と必要な施策の検討

平成18年度から本格実施の運びとなった「県民交流広場事業」の実施状況など、具体的事例・地域課題を素材に、必要な施策について検討する。

論点例・合意形成と地域資源のネットワーク化

新旧住民の交流・合意形成の手法、地域コミュニティの組織立ち上げに伴う課題と対応、地域団体相互やNPOと地域団体との連携

・市町施策との連携、県機関の役割

・課題解決力強化方策

世代交流、消費生活、子育て、まちづくり等様々な課題と解決手法
大学や専門家等との連携を通じた課題解決力強化

・住民意識・関心の問題と、担い手・支援者発掘・養成の方策

自発的参加の実現方策、隠れた人材の発掘手法、生涯学習施策活用

・地域コミュニティの活動領域、県・市町との役割分担

・地域の自立的運営（運営基盤強化方策）、評価の手法 等

生活創造センター構想の推進

各県民局圏域毎の生活創造・地域づくり活動支援を行う生活創造センターや地域生活創造情報プラザ（文化会館等に設置）の機能充実の方向について検討する。

論点例・コミュニティの広域支援拠点としての機能

・支援機関相互の連携方策 等

< 参画・協働推進部会 >

「地域づくり活動支援指針」「県行政参画協働推進計画」の推進

「指針・計画」を推進するため、条例に基づき、「年次報告」の作成を通じて、施策実施方法の迅速なフォローアップを図る。また、県民の主体的な地域づくり活動の裾野を拡大するとともに、県民の参画と協働による県行政を推進するため、県職員のスキルアップをめざす方策について検討する。

地域コミュニティにおける参画と協働のしくみ

地域コミュニティ再生につながる地域づくり活動支援施策の一体的な推進方向について検討する。

論点例・地域を舞台とした団塊世代等シニア層の活動の促進について

・多様な主体の、地域コミュニティへの参画と協働の推進方策 等

新たな課題や方策の検討

必要に応じて、県民の参画と協働の推進に関する新たな課題に対応した推進方策について検討する。

< 消費生活部会 >

地域コミュニティを基盤にした消費者施策の検討

地域コミュニティ等を基盤にした消費者への情報提供方策や自立支援方策等について検討する。

論点例・消費者被害の未然防止に向けたトラブル対処情報の浸透

・消費者グループ等による主体的な地域見守り活動への支援 等

消費生活条例に関する検討

事業者指導の状況等を踏まえた「不当な取引行為の指定」の見直しの必要性、消費者団体訴訟制度の施行（H19.6～）に伴う「消費生活情報提供の指針」の見直し等について検討する。

【第7期県民生活審議会での審議の流れ（素案）】

第5期 (H14.2~H16.2)	地域の「再ネットワーク化」/地域団体活動活性化 生活創造・地域づくりを支える情報と人、組織・拠点	→	パワーアップ事業、県民交流広場モデル事業、 文化会館等の生活創造活動支援機能充実等
	創造的市民社会の実現に向けた今後の消費者行政のあり方(中間答申)	→	(第6期へ審議継続)
	地域づくり活動支援指針・県行政参画・協働推進計画案	←	(参画・協働推進専門委員会設置(H15.3))
第6期 (H16.3~H18.3)	創造的市民社会の実現に向けた今後の消費者行政のあり方(答申)	→	消費生活条例の改正(H17.4.1)
	参画・協働条例に基づく施策の効果の検証	→	地域づくり活動支援指針・県行政参画・協働推進計画の改定
	県民交流広場事業(仮称)モデル事業の検証	→	県民交流広場事業の本格実施

第7期

		総合政策部会	消費生活部会	参画・協働推進部会
18 年 度	第1回全体会(7/24)	諮問・今後の審議の進め方等意見交換		
	第1回部会 11/6	地域コミュニティの抱える課題(その1) - 合意形成と地域資源のネットワーク化 ・コミュニティでの協働関係を築くための合意形成に関する課題 ・組織づくり、地域資源を活かす工夫等 (事例報告) ・宝塚市・宝塚第一小学校区まちづくり推進委員会 ・洲本市鮎原地区・みらいっくウメバチ	第1回消費生活部会 (9/14) ・地域コミュニティを基盤にした消費者施策の検討について	第1回参画・協働推進部会 (7/24) ・H17年次報告(案)について ・県民及び職員向けガイドブックの作成について
	第2回部会 12/25	地域コミュニティの抱える課題(その2) - 課題解決力の強化 ・具体的な課題解決の取組状況 ・課題解決と市町との関係等 (事例報告) ・西宮市東山台まちづくり事業推進委員会 ・丹波市(企画部心の合併室)	第2回消費生活部会 (2/14) ・地域コミュニティを基盤にした消費者施策の検討について	第2回参画・協働推進部会 (11/24) ・県民及び職員向けガイドブックについて ・地域を舞台とした団塊世代等シニア層の活動の促進について
	第3回部会 2/19	市町コミュニティ施策の展開と県の役割 ・市町コミュニティ施策の課題と方向 ・生活創造センター、文化会館等に期待される役割 (事例報告) ・神戸市(市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課) ・朝来市(企画部まちづくり推進プロジェクト) ・県関係機関(文化会館等)		第3回参画・協働推進部会 (3月頃) ・H19参画と協働関連施策の展開方針について ・地域コミュニティ再生につながる地域づくり活動支援施策の検討について
	第4回部会 (5月頃)	県民交流広場実施状況と関連施策の方向 ・18年度実施状況・アンケート結果 ・今後必要な課題 答申まとめの方向 ・各部会での検討状況と骨子案	第3回消費生活部会 ・地域コミュニティを基盤にした消費者施策の検討について	第4回参画・協働推進部会 ・H19参画と協働関連施策の展開方針・団塊の世代の参画について
	第2回全体会(7月頃)	答申の基本方向について(骨子案検討)		
19 年 度	第5~7回部会	【温度差対策】住民意識・関心の低下 地域への愛着・誇り、協働体験等 【担い手養成】地域の担い手・後継者養成等 【コーディネーター等養成】支援のノウハウ 【自立的運営のしくみ】コミュニティビジネス、地域通貨、地域組織のマネジメント等 【評価の手法】コミュニティでの自己評価 【中間まとめに向けて】案まとめ	第4回~5回消費生活部会 ・地域コミュニティを基盤にした消費者施策の検討について ・消費生活条例に関する検討	第5回~8回参画・協働推進部会 ・多様な主体の連携による地域コミュニティ活性化に向けた仕組みづくりについて ・H18年次報告(案)について
	第3回全体会(3月頃)	中間答申(第7回部会までの審議や他部会の審議結果まとめ)		
	第8~9回部会	最終まとめに向けた検討		
20 年 度	第4回全体会(7月頃)	答申		
			同左	

2 地域コミュニティ再生関連意見抜粋

(1) 全体会

7月24日の全体会では、諮問事項に関する検討の進め方等について意見交換を行った。

- ・旧来の地域組織をどうとらえ、どのような方向を目指すのか、基本となる哲学を踏まえて議論する必要がある。(旧来の地域ネットワークにも地縁だけでなく横のつながり(結縁)があったとの指摘あり)
- ・地域コミュニティは多重化・重層化しており、必ずしも衰退しているとはいえない。大小・距離にかかわらず共感で結ばれるコミュニティもある。
- ・行政のはたらきかけでできた様々な団体もその必要性や支援のあり方を見直すべき。
- ・団体がコミュニティの中で他と連携し、ともに地域課題に取り組む中で「してもらう団体」から自ら活動する団体に変わっていった実例もある。きずなを育て、地域のあり方や個人、家族との関係を考えていかなければならない。
- ・第5期で議論した「再ネットワーキング」(ひとりひとりがネットワークをつなぐ主体となり地域資源を活かす)の視点を持ちながら、背景(課題・地域に求められるもの)の変化と硬直化した地域の実情との関連性を分析・検討することも一つの方法である。
- ・コミュニティの議論は定義からはじめるよりも、地域が抱えている課題など具体的なテーマから入り、それを解決するコミュニティに必要なものは何かを議論し、そこからコミュニティのあるべき姿を議論した方がよい。
- ・総合政策部会で基本的な考え方をまとめ、他の部会では各部会に関連の深い部分で地域コミュニティの再生について検討する。

(2) 総合政策部会

総合政策部会では、全体会での議論を受け、具体的な事例に即した議論を進めることとし、宝塚第一小学校区と洲本市五色町鮎原地区から地域役員の出席を得て、合意形成や地域資源のネットワーク化のあり方等を主要テーマに、部会を3回開催した。(第1回11/6、第2回12/25、第3回2/9)

地域課題解決力強化に向けた基本的考え方

- ・「地域への愛着と誇り」と「システム思考」が一緒になれば、強力なまちづくりになるのではないか。
- ・「組織」としてのコミュニティから、「場」としてのコミュニティ(人と人がつながり、様々な取組が生まれていく場)に発展していくことが重要である。
- ・地域の特質や生活問題に実感的に根ざした内発的発展が住民の福利を生み出す。行政の支援とこの内発的発展をいかにうまく組み合わせるかが課題である。

コミュニティ組織の重要性

- ・ 一部の役員がすべてを決め住民がそれを知らされるという形ではなく、幅広い住民が参画し、協議し、活動する協議会を小学校区等の単位に立ち上げ、地域の意見や提案を集約し、地域づくりを進めることが重要である。
- ・ 一律に小学校区単位にコミュニティ施策を行うのは、行政からの押し付けと感ずる場合がある。

地域性に応じた地域組織づくり

- ・ 都市部と中山間地域では大きく事情が異なる。都市部では多様な活動がたくさんありすぎて統合するのが難しいため、まずはゆるやかなネットワークから取り組まれている。中山間部ではある活動を中心に据えてそれを組織として推進していくという方法が見られる。
- ・ どのタイプにどのモデルが有効かを調査し示すことが県の役割である。

地域自治とネットワークの関係

- ・ 地域自治組織は団体自治の側面と住民自治の側面があるが、神戸市も朝来市もネットワーク的な組織のイメージである。ネットワークだけで足りるのか。
- ・ 何をもちってネットワークというのか、また各構成団体とネットワークとの関係はどのようなものになるのか。これから議論していく際の課題である。
- ・ 地域の力が自律的な地域運営が可能なレベルに達した場合までもがゆるやかな連携が妥当かどうかは今後いろいろな事例を踏まえながら検討していく必要がある。
- ・ 行政の権限や地域交付金などの財源との関係に言及しなければ、地域自治についての十分な議論はできない。
- ・ 人と人が結び合った中から必ず創造的なものが生まれてくる。県民交流広場事業を核に一緒に取り組む中から、協働できる関係を見つけていけばよい。

執行機関・審議機関

- ・ 西宮市東山台地区では、組織のスタッフは形式的に区域内の各自治会に割り当てるのではなく、目的別グループ・団体などから集まった、まちづくりに志ある人たちを中核に据え、自ら考え行動する組織をつくるのが効果的である。一方で、自治会は、住民と最も包括的・網羅的につながっている組織として、地域合意を宣言し、各種団体の活動を内外に権威づける役割を担っている。
- ・ 宝塚第一小学校区では、執行機関については、地域に関係する住民、関係者誰もが参加できる部会を作り、たくさんの人に参画してもらえる体制。議決機関については、団体代表という形のもと、学校、自治会、マンション管理組合を加えることで、8割の合意形成を実現している。(部会委員70名、活動員130名)また、同校区では、人数の多い評議委員会のもとに、適宜開催が可能な常任評議会を設置す

- ることにより迅速な意思決定が可能となった。
- ・ 鮎原地区では、県民交流広場事業実施主体（みらいっくウメバチ）を頂点とするピラミッド組織になっていないが、各地区や団体から委ねられて事業に取り組んでいる。
 - ・ 考えが異なる団体であってもこれとこれは一緒にできるというものは結構ある。それを足して行けるシステムとして県民交流広場を使えばよい。

地域自身が地域づくりの考えを持っておくことの必要性

- ・ それぞれの事業を地域で活用するにあたっては、その地域で地域をどうつくるかという考え方をベースに置いておかないと事業に振り回されるだけで、地域力を発揮することができない。

多様な参加を得る工夫

- ・ 若い層の参加を得る秘訣は、若者にどんどん責任と活躍の機会を与えることである。
- ・ 学校や育友会を中心に若い父母や小学生の参加を得たり、生徒会を中心に中学生の参加を得て、子供たちの生の意見と生の実力を活かすこと、また大学と協働することも青少年の育成という観点からも効果的である。
- ・ 同種団体（小学校 PTA と子供会、スポーツ 21 と体育協会）等を統合するか、密接な連携のもとに活動すればスムーズに活動できるのではないか。
- ・ 旧来からの住民（特に高齢者）と新興住宅地の住民との意思疎通のため、高齢者と子どもの垂直のつながり、地域同士の水平のつながりを実現することが重要。
- ・ NPO と地域団体の協働は難しい面もあるが、女性を中心に、生活感に密着した取組から広げていけば実現していくのではないか。
- ・ 大学にも地域の組織に加わってもらっている。（宝塚第一小学校区）
- ・ 地域の中に建築等の専門家がいて活躍している。（ " ）

人材養成

- ・ 個別の活動を担う人も必要であるが、同時にコミュニティについて中長期的な視野で戦略的思考ができる人材を発掘し、一緒に活動する中で育成していく必要がある。
- ・ 地域の担い手を発掘・育成する上で、代表者の任期の問題を十分考えておく必要がある。1年交代では仕事がわからないまま終わってしまい、信頼関係を構築することも難しい。一方、5年以上になると負担が大きすぎ、なり手がなくなる上、長すぎると地域の停滞につながる。
- ・ 団体代表の任期が終わった後も、役員という形で引き続き経験を活かしていく方法もある。また、協議会組織の構成団体からは、代表でなく、実際に動く人を出してもらおうと戦力になる。

公募制

- ・ スタッフを公募制にしなければ、幅広い参加を得られないおそれがある。一方で、ただちに公募するのではなく、地域が自立できるようになるまでは、公募でなく、個別に依頼していくことが必要な場合もある。

段階的支援

- ・ 地域は状況が多様なだけでなく、発展段階がいくつかある。コミュニティ施策も地域の発展段階に応じて行う必要がある。
- ・ 地域の格差を踏まえ、例えば初動期、成育期、自立期とに分け、初動期には、市民の一体感を醸成することに注力し具体例を挙げながら取り組みを進め、住民が知恵を出し、考えるよう支援、その後は、人材発掘等充実した地域づくりが進むよう助言等を行うなど段階的な支援が重要である。

NPOとの関係

- ・ コミュニティ施策を校区ごとに進めると必ず地域格差が発生する。NPO等が広域的に支援できるよう、広域的な活動への支援施策も重要である。

スポーツクラブ21の経験を生かす

- ・ スポーツクラブ21ひょうご事業について、あらためて、実績と反省をもとに次のステップにつなげていく必要がある。

情報提供と説明責任について

- ・ 情報は公正に公開し、できないこと、できることについてきちんと説明することが重要である。
- ・ まちの元気、まちづくりの重要性に気づくよう、課題を明確に発信する必要がある。
- ・ 掲示板、広報紙、インターネット・ブログなど、多様な手段で情報発信する必要がある。

地域担当制

- ・ 市職員は家に帰れば1地域住民である。地域ごとに担当職員を選び、地域づくりを見守ることが考えられる。(丹波市で導入)

県と市町の施策連携

- ・ 県と市町が連携して、各種支援施策を効果的に使える方法を伝授しながら地域特性に合うように支援していくことが大事である。
- ・ 住民にとっては、市町の地域づくり事業も県民交流広場事業もあわせて一体的に

支援してもらう方がわかりやすく、使いやすい。

- ・ 地域が既に進めている事業が順調に進んでいる場合には、県民交流広場事業は無用の長物といえる。既に進めている事業と足して一緒に進めて意味がある。
- ・ 県民交流広場事業について、市町で県民交流広場事業の本来の目的は異なる使われ方をしていないかチェックし、県民交流広場事業の本来の目的が伝わっていくよう、十分留意することが必要である。
- ・ 県としての方向性と市の方向性を討議する場が必要である。一致しなければ県は支援しなくてもよい。それが、市町が取り組んでいることに県民交流広場事業を溶け込ませるといことである。事業の一本化、やり方の変更を含め、具体的な検討が必要である。
- ・ 市町と県が話し合いの機会を設け、じっくり4つに組んで議論し、切磋琢磨していくことが重要である。
- ・ 県民交流広場事業で県と市町の新しい関係をつくっていけばよい。
- ・ 神戸市では、小学校区単位での合意形成機関としてふれあいのまちづくり協議会等があるが、県民交流広場事業はこれら地域の活動を活発・活性化する呼び水ととらえ、活用する。
- ・ 朝来市では小学校区単位の地域自治協議会を立ち上げ、住民自治を徹底するための地域自治システムの仕組みづくりを進めている。県民交流広場はこの地域自治システムを立ち上げるために活用している。

コーディネーターの養成

- ・ 地域の事情に通じ、人間関係や地域資源、協働の進め方について地域で調整できる人材を育てていくことが重要である。
- ・ 他所の人材に頼るのではなく、県民局・文化会館、市町が一緒になって、地域のコーディネーターや「人間関係学芸調整員」といった人材を養成していったらどうか。
- ・ まず行政職員がワークショップ技術を身につけ、地域の人にそのノウハウを伝えていくシステムが必要である。

県関係機関の役割・機能のまとめ方

- ・ 生活創造活動支援については、県民交流広場のネットワーク化など新しいことだけ書かずに、生活科学センターでの消費者相談や嬉野台生涯教育センターでの文化伝承など、永年取り組み成果を挙げたものを関連づけて書くべきである。

地域の運営基盤強化

- ・ 地域組織はコミュニティビジネス等により、自主財源を確保することが必要。(鮎原)

- ・ 宝塚第一小学校区では、組織の運営管理は無償であっても、他の活動については、小額の有償にしたり、現在行政が実施している事業を有償で地域が行う、コミュニティビジネスの展開を検討している。鮎原地区では、NPOを立ち上げ、その収益をみらいっくウメバチの活動資金に充てることを念頭に活動している。

(3) 参画協働推進部会

第1回を7月24日、第2回を11月24日に、平成17年度参画と協働関連施策の年次報告やガイドブックの検討を行ったことと併せて、「地域を舞台とした団塊世代等シニア層の活動の促進」について検討を行った。

団塊世代等の地域づくり活動等の支援

- ・ 「地域コミュニティの再生」のテーマ全体の中で、参画・協働推進部会からのアプローチを明確化する必要がある。(団塊世代等シニア層などの社会活動参画の方向を探るなど)
- ・ 「地域で3世代同居という発想をとったら、コミュニティの再生の新しい取り組みが生まれてくるかもしれない」との考え方もある。
- ・ 今までいかに肩書きと会社の組織だけで動いていた企業戦士が地域戦士にソフトランディングすることが必要である。ソフトランディングは60歳前からやることが重要である。
- ・ よく言われているのは、40年間働いた時間が約10万時間で、定年退職してから、平均寿命を80歳と考えて、20年間で10万時間です。つまり働いた時間と同じ時間をどう生きるかという面から考えることが大事である。
- ・ 団塊世代のみならず前後を含めても5年程度である。しかし、人口減少社会になり、団塊世代を含めたシニアが地域の中でいきいきと活動できるようしていくことが大事だと考えているので、10年から20年の期間を想定して考える必要がある。
- ・ 働くということと、地域で活動するということについての考え方、価値観がこれから変わっていくと考えられる。
- ・ シニアと若者との協調についても議論が必要。
- ・ シニアに対する働きかけだけでなく、受け皿になる地域自体のあり方も検討が必要。
- ・ 団塊世代等の活動支援相談窓口は各市町に置いてもよいのではないか。
- ・ 行政以外のセクターではできないか。また県と市町の関係も整理しておく必要がある。

(4) 消費生活部会

消費生活条例の施行状況や不当な取引行為の指定の見直しについて審議したほか、地域コミュニティを基盤にした消費者施策について検討した。

(第1回9/14、第2回2/14)

- ・悪質商法の被害にあう場合、例えば契約などに関する基礎的な知識が足りない場合が多い。できるだけ多くの人に消費者の相談窓口があることを周知徹底したり、くらしのクリエイター（ボランティア）や消費者団体が啓発活動をしたり、身近な地域での相談相手となることが重要。
- ・くらしのクリエイターの人数は1センターあたり20人と固定せず、地域の実情に合わせて若干の幅を持たせればよい。
- ・出前講座はできなくても良いから、相談を受けたときに「センターに相談に行きなさい」と言ってくれる人が大事である。そういう意味で、くらしのクリエイター協力員も必要である。
- ・その地区でどの人がくらしのクリエイターなのか誰も知らなかったら、せっかく制度を作っても意味がない。
- ・県下の駐在所の数を調べ、防犯組織の活用なども考えていったら良いのではないか。
- ・「Aらいふ」は良いので高齢者は回覧板を丹念に読んでいる。自治会で回覧できるくらい「Aらいふ」を発行してはどうか。
- ・地域で核になる団体の状況や、くらしのクリエイター活動の成功事例や失敗事例を参考にしながら、地域コミュニティにおける消費者施策を今後検討していく。